
令和6年 第4回 築上町議会定例会会議録（第2日）

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和6年12月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第79号 令和6年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第80号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第81号 築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第82号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第83号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第84号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第85号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第79号 令和6年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第80号 令和6年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第81号 築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 議案第82号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第83号 町道路線の変更について
- 日程第6 議案第84号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議案第85号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第8 議案第87号 築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について

出席議員（13名）

1 番 今富 義昭君	2 番 江本 守君
4 番 田原 宗憲君	5 番 工藤 久司君
6 番 田村 紘貴君	7 番 宗 裕君
8 番 丸山 年弘君	9 番 信田 博見君
10番 池永 巖君	11番 武道 修司君
12番 塩田 文男君	13番 吉元 健人君
14番 池亀 豊君	

欠席議員（1名）

3 番 鞆野 希昭君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君	係長 瀬戸 美里君（監査委員事務局係長併任）
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君	副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君	会計管理者兼 会 計 課 長 …………… 石井 紫君
総務課長 …………… 椎野 満博君	企画財政課長 …………… 元島 信一君
まちづくり振興課長 …… 桑野 智君	人権課長 …………… 武道 博君
税務課長 …………… 田村 貴志君	子育て・健康支援課長 …… 吉川 千保君
保険福祉課長 …………… 種子 祐彦君	産業課長 …………… 古市 照雄君
建設課長 …………… 神崎 秀一君	都市政策課長 …………… 首藤 裕幸君
上下水道課長 …………… 福田 記久君	住民生活課長 …………… 西田 哲幸君
学校教育課長 …………… 鍛冶 孝広君	生涯学習課長 …………… 尾座本三雄君
教育施設整備室長 …… 樽本 知也君	農業委員会事務局長 …… 山本健太郎君

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） おはようございます。

開会前ではございますが、先ほど皆さんにお配りいたしましたファクスの分の件ですが、先日

19日に東京で開催されました全国市議会議長会基地協議会の意見交換の中で5つの質問をいたしまして、そのときに、そこに書かれております寺田稔先生とお話——この先生が大体、私の意見交換での質疑を大半答えていただきまして、懇親会でお話しする中で、築上町の要望書を一度見たいということで、先日送付させてもらいました。そのお礼と、今後、御尽力していただけるというファクスが届きましたので、皆さんに報告しておきます。

それでは、ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第79号

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第79号令和6年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。田村議員。

○議員（6番 田村 紘貴君） 1点、質問あります。10ページをお願いします。

10ページの一番下の項目ですけど、森林作業道等機能強化事業補助金とありますが、恐らくこの1つ上の荒廃森林整備事業とはまた別のものだと思うんですけど、この補助金の内訳を教えてくださいだと思います。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。先ほど質問のありました森林作業道等機能強化事業補助金、こちらにつきましては作業道の復旧作業になります。

こちらの内容につきましては、令和6年の——今年度ですけども——8月29日の台風で、中川内林道、中川内作業道がかなり被害を受けました。こちらの災害復旧、作業道復旧を補助金にて実施をするものです。

総延長につきましては、約205メートルの計画です。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかに。吉元議員。

○議員（13番 吉元 健人君） 今、田村議員の質問の上の段、先ほどちょっと触っていた荒廃森林整備事業のところなんですけど、10ページの6款2項2目12節、14節の内容を、議案資料見させてもらっても内容がちょっと分かりづらかったので、詳しくお願いします。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。先ほどの委託料1,300万円につきましては、

こちらの令和3年の事業で、荒廃森林の整備事業を用いまして、荒廃している山林にクヌギの木を植栽をしております。こちら、近年の暑さ、そしてあと理由がその下草刈りを1回して、その結果、木が定植しなかったというところで、今回、荒廃森林整備事業を再度用いまして植栽をする予定にしております。

なお、荒廃森林整備事業の目的につきましては、荒廃する山林を健全林に戻すということでの事業ですので、今回、県と協議して、再度植栽する予定にしております。

続いて、工事請負費のマイナスですけども、こちら、本庄の平石作業道というのを次年度に行います。理由といたしましては、先ほど言った台風被害の分が1つ、作業道の復旧が入りましたので、こちら、優先順位をつけまして、今回減額とさせていただいております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。池永議員。

○議員（10番 池永 巖君） 9ページの3款民生費、1項の社会福祉費なんですが、19節扶助費の1,591万4,000円、この内容について少し教えてもらいたいですけど。

それからもう一件、11ページですが、10款教育費の1項教育総務費、10節の需用費250万円、この内容について、この2つの質問をよろしくお願いします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御質問ありました3款1項5目障がい者福祉費の19節扶助費、障がい児入所等給付費の件についてでございますが、この内容につきましては、障がいをお持ちの18歳以下のお子様とかに対する福祉サービスの提供になっております。

例年、（ ）当初に昨年度の予算を考え、予算計上させていただきましたが、半年経過した際に事業者数が増加し、実際の支出のほうが約1,000万円程度、半年で多く支出しております。そのため、半期に向けて、この時点での補正のほうをお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。10款1項2目事務局費、10節の施設修繕費250万円でございますが、これは、町内小中学校10校ございますが、その学校の施設修繕費が今年度末まで不足する見込みから、250万円の増額補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。江本議員。

○議員（２番 江本 守君） 私、資料見ながらやないけ、あれですが、第８８号議案に社会福祉協議会の契約書の……。

○議長（塩田 文男君） 江本議員、今、第７９号議案をやっているんで。

○議員（２番 江本 守君） ああ、順番。

○議長（塩田 文男君） 議案第８８号のときに。

ほかにはないですか。今富議員。

○議員（１番 今富 義昭君） ちょっと２件ほどお願いします。

先ほど、池永議員からありました９ページ、３款１項５目の１９節扶助費の障がい児入所等給付費、この関係について、町内にどれぐらいの事業所があるのかと、これに係る児童生徒がどれぐらいの人数がいるのかというのが分かればお願いします。

それと、１２ページ、１０款４項３目図書館費の１２節の委託料、電算システム委託料、このシステムの導入委託料となっております。今後、図書館については、新たに図書館開設しますが、これは今ある図書館の関係のシステムで、導入ということは新たに導入するということで、どういった内容のもので、それを今度、このシステムを次の新しい図書館にもそのまま移行するのかどうかというのをお聞きします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいまの事業所の数についてでございますが、４事業所でございます。

利用者につきましては、人数というよりは延べ件数にはなと思いますが、件数といたしまして各サービスで集計しますと、半期で５５３件の御利用がございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 尾座本生涯学習課長。

○生涯学習課長（尾座本三雄君） 生涯学習課、尾座本でございます。ただいま御質問いただきました電子システムの委託料ですけども、こちらは電子図書の導入のためのシステム構築となっております。

電子図書の運用は来年度の令和７年６月頃を予定しておりますが、これは令和７年８月中旬ぐらいに図書館を閉館しまして、準備に入る前にそういった電子図書の周知及び利用ができるように計画を現在しております。それに間に合うようにするためには、年度内に事前に導入するシステムを構築いたしまして、新年度に選書等を行って、６月ぐらいからの運用ができればというふうに考えております。

また、こちらのシステムにつきましては、新しい図書館におきましても引き続き運用のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） １０ページの４款１項２目の予防費、１２節委託料の中に予防接種業務委託料２，４９０万円、これは（ ）見るとコロナワクチンの予防接種の助成金ということですが、大体、対象者、それと個人的に負担がどれくらいで接種ができるのかをお願いします。

○議長（塩田 文男君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。予算書１０ページの４款１項２目１２節委託料、予防接種業務委託料２，４９０万円につきましては、議員がおっしゃってくださったとおり、新型コロナワクチン接種に係る予算でございます。歳入につきましても、ワクチン接種に係るものでございます。

まず、予算書の６ページ、一番下の段でございますが、１６款２項３目１節の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金２，４９０万円につきまして御説明いたします。

接種費用の激変緩和措置といたしまして、これは国が自治体に交付金を交付するものでございます。ワクチン接種は、令和５年度まで臨時接種で、無料での接種でございましたが、令和６年度からインフルエンザの予防接種などと同様に定期接種となり、標準的な接種費用は当初７，０００円と示されておりました。この７，０００円が１万５，３００円と見直しがなされ、国は引き続き接種費用を７，０００円程度に抑えるため、市町村に対して差額分を助成金の支給をすることとなりました。

この交付金につきましては、当町では９月議会にて歳入予算を主要見込みの４分の１でございます８３０万円を計上しております。主要見込額は３，３２０万円でございます。今回は、残りの４分の３となる２，４９０万円を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、予算書は１０ページの一番上でございます。当初予算にて、接種費用を７，０００円をベースにして２，０３０万円を計上しておりました。今回の補正予算について、予算の不足分につきまして、先ほどの歳入予算額を照らし、同額の２，４９０万円を計上しております。

初めての定期接種であることや、コロナワクチン接種は個人の考え方も多分に影響を受ける接種と考えておまして、接種状況を注視しながら、想定以上の接種があった場合には再度の補正予算で対応させていただきたいと考えております。

続いて、接種の対象者でございますが、インフルエンザ予防接種と同様でございます。まず６５歳以上の高齢者の方と、あと心臓、腎臓、呼吸器の障がいがある方などで６０歳から６４歳までが対象となっています。これは、インフルエンザ予防接種と同じです。

接種費用は、コロナワクチン接種費用については1万5,300円程度でございます。これは地域や病院によって異なります。助成の対象者の方につきましては、当町では個人負担金を2,000円と設定しております。

個人負担金の設定については、当町で検討した中では、個人負担金を低く設定することへの懸念があること、そして、ほかの接種費用や他の自治体と照らして3,800円程度が適当ではないかと考えておりましたが、同じ医師会の管内で個人負担金が2,000円でございます、築上町のみ管内で金額が異なることの混乱を避けるため、また、先ほども申しましたが、国の助成がございますので、今年度に限り、接種費用の変更がある場合に設定しておりました2,000円といたしました。

感染の状況を照らしというところにもなるかと思いますが、感染の動向につきましては、11月の下旬で新型コロナウイルス感染症は動向調査によると1週間の定点報告で150件ぐらいございますので、コロナ感染症は周囲では聞かないようでも、まだ感染は途絶えていないと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） いろいろ聞こうと思ったことを課長のほうが答えていただいたんですが、要するに65歳以上の高齢者は2,000円の負担と、それ以下の方は1万5,300円かかるということで、非常に金額の差というのがあるように感じました。

それと、もう一点確認なんですけども、現在、今、課長のほうから、コロナの感染状況というのが非常に、県のほうからも今公表がないですが、やはりまだコロナの感染がきっかけで亡くなったとか、接種を受けた方が接種後の体調不良とかで非常に苦しんでいるという話もやっぱり聞きますので、その辺りは非常に注視をしていただきたいと思います。

ちょっと聞き逃したんですが、この京築管内は全て2,000円で統一したということでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。すみません。ちょっと説明が不足していたかと思います。豊前築上管内が同じ医師会でございまして、豊前築上管内では2,000円と設定していると認識しております。

行橋・京都管内につきましては、詳細は情報が入っておりませんが、高いほうの金額だったと認識しております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 私のほうから、ちょっと１点お聞きしたいと思います。

債務負担行為の関係です。新図書館のオープン記念事業で、令和６年度から令和７年度で６８万円という債務負担行為で、資料でいきますと、講演会の依頼というか、令和７年１１月２２日に予定しているということで、「いい夫婦の日」に記念講演をされるんだなというふうに思いましたが。

なぜ、この講演会を債務負担行為したのか。通常、講演会の場合はあまり債務負担行為というものがないので、なぜされたのかという点です。例えば、合併特例債なり過疎債を利用するのに予算を上げておかないといけないというものなのか、それとも講師の方を早めに押さえておかないといけないということで早めに債務負担行為でということをしたのか。ほかに理由があれば、どういう理由で債務負担行為を上げたのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 尾座本生涯学習課長。

○生涯学習課長（尾座本三雄君） 生涯学習課、尾座本でございます。ただいま御質問のあった債務負担行為の計上になりますけれども、こちらは、オープンイベントにつきましては、先ほどお話があったとおり来年度の１１月２２日ということなんですけれども、まず、講演会の講師の予約には契約手続が必要ということがございまして、本年度に債務負担行為を計上して、来年度執行という予定となっておりますので、今回、債務負担行為を計上させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 私の記憶がちょっと間違っているのかもしれませんが、今まで講師で契約というか、講師でいろんな講演をするときに、早い段階で依頼をかけて、債務負担行為をしたという記憶がありません。ほかの事業でも、そういうような債務負担行為を全てやって講師の依頼をかけているのか。それとも、今後もこういうふうな債務負担行為で、全て契約の関係で債務負担行為を上げていくのか。今までも、かなり有名な方に依頼したりとか、芸能人の方にもそういうふうな依頼をするのに、場合によっては１年以上前からお願いしとかないといけないということが過去にもあったと思うんですけど、そういうときに債務負担行為やったのかなという、私もちょっとそこが疑問があったんで再度確認をさせてください。今までそういうふうな事例があるのか。それとも、今後、こういうふうなやり方をやっていくのかを教えてくださいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この場合は、相手との協議が必要で、契約を結んでほしいという場合は債務負担行為で。年度がまたがる場合は、契約を結ぶ場合は債務負担行為。だけど、契約結ばな

いで、口約束等でいい悪いというふうな内諾を得る場合は、債務負担行為を踏まなくても、すぐその年度になれば契約組むと、こういう事例があって、今までは私はないと、こういうふうに思っております。初めてのことじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 講師でこのような債務負担行為というのは初めてのような、私の記憶でいくとですね。今、町長もそういうふうな、初めてではないだろうかということで、いろんなケースは多分あるんだろうと思います。

今後、いろんなケースに対応してということもあると思うんですけど、一般的に債務負担行為というのは、何かの事業をするのに、またがってというふうなことがやっぱり普通の一般的な債務負担行為だろうと思うんです。これが当たり前になってくると、全てが全て、全部こういうふうなやり方を取らないといけないというケースになりかねないんで、なるべくなら、内諾を得て、新年度で契約をするというふうなやり方をしてもらえれば、そっちのほうがいいのかなというふうに思いますんで、今後、そのような内容をやっぱり精査しながら対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 79 号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第 2. 議案第 80 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 2、議案第 80 号令和 6 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 80 号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第 3. 議案第 81 号

○議長（塩田 文男君） 日程第 3、議案第 81 号築上町住宅新築資金等貸付事業財政調整等積立

基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第82号

○議長（塩田 文男君） 日程第4、議案第82号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第5. 議案第83号

○議長（塩田 文男君） 日程第5、議案第83号町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第84号

○議長（塩田 文男君） 日程第6、議案第84号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第84号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第85号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第7、議案第85号人権擁護委員の推薦については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第８５号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第７、議案第８５号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案は、人権擁護委員に田原砂江氏を推薦することについて、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第８２条の規定により、電子表決システムで同意・不同意を決定したいと思います。投票が終わるまで、議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（塩田 文男君） ただいまの出席議員は１３名です。２番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内２か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。ただいまから採決モードに切り替えますので、しばらくお待ちください。

皆さん、投票は無記名投票とします。推薦に同意の方は賛成のボタン、不同意の方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押した場合は不同意とみなします。

モニターが受付中になったのを確認して、ただいまより投票を開始します。それでは始めてください。

〔電子表決〕

○議長（塩田 文男君） 押し間違い等ないですか。各自で皆さん、確認をお願いします。よろしいですか。それでは、投票を締め切ります。

投票の結果です。投票総数１２、賛成１２、反対ゼロ。したがって、議案第８５号の人権擁護委員に田原砂江氏を推薦することについては、同意することと決定いたしました。

〔議場開鎖〕

日程第８．議案第８７号

○議長（塩田 文男君） 日程第８、議案第８７号築上町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第８７号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第９．議案第８８号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第９、議案第８８号工事請負契約の締結に係る議決

内容の一部変更について、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第9、議案第88号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第88号工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更について。

令和6年3月7日付け、議案第40号をもって議決された築上町椎田社会福祉センター（自愛の家）改修工事の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。

令和6年12月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第88号は、工事請負契約の締結に係る議決内容の一部変更でございます。本案は、工事請負契約の変更ということで、築上町椎田社会福祉センター（自愛の家）改修工事でございます。

本請負契約は、令和6年2月22日に条件付一般競争入札を行った結果、松山建設株式会社京築支店が消費税込み2億8,050万円で落札をし、令和6年3月4日に仮契約を締結し、令和6年3月7日の定例会において議決され、本契約をしたものでございます。

今回の主な変更点につきましては、給湯設備機器の追加、既設設備の解体復旧、産業廃棄物処理及び外壁補修工事の数量変更などに伴い、請負契約2億8,050万円を2,772万円追加し3億822万円に改めるものでございます。

また、工事の内容については、課長から詳細説明をさせます。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいまの町長の説明に補足でございます。

説明にありました大きなところといいますと、今回の工事につきましては大きく機械工事、建築工事、電気工事というふうになっております。

変更額の一番大きなところにつきましては、まず機械工事が該当します。説明にもありましたとおり、給湯設備の追加を行いました。

この給湯設備の追加につきましては、当初の計画では、既設の水槽を利用し、太陽光でお湯を

温めたやつを再度温め、お風呂等に供給するという計画でございました。それでも十分容量的には対応できたということでございますが、実際、冬場もしくは日照時間の短いとき等に、お湯の温度が上がらず、給湯器をフルで稼働させる必要が生じる、また、それにおいては機器の故障を誘発する可能性も少なからずあるということでございます。

安定供給を図るためには、別に湯槽を設け、一度温めたお湯を熱交換器を通じお湯を温め直し、大きな湯槽のほうのお湯を管理して、湯船等に供給するという方式を採用することに至りました。そのため、蓄熱槽の追加、その据付け工事、配管等が増えましたので、配管類、それに伴う仕切弁等が必要になり、その点につきましては1,100万円程度の増嵩となっております。

また、排水設備といたしまして、実際、今、調理室のほうにグリストラップがないことが判明したため、グリストラップの設置を行いました。その際、配管を下水につなげる場所が、皆さん、社会福祉センターの玄関先を見てお分かりになると思いますが、タイル舗装でのインターロッキングというふうに当初見積りを行い工事を積算していたのですが、実際外してみると、中がコンクリートの上にタイルを貼り付けている状況でございましたので、そのコンクリートの剥離等の必要性が生じ、その点につきましては150万円程度の増嵩となっております。

次に、建築工事につきましてですが、先ほど町長の説明にありました既設設備の解体復旧についてでございます。屋外にありますカーポートや駐輪場、その屋根につきまして、重機等の干渉が予想されるため一時的に撤去を行い、再度同じものを据え付ける工事が生じております。

また、室内におきましては、移動間仕切り、アルミのパーティション等がありましたが、天井工事を行う際に取り外して、また再度付け直すという作業が生じております。その作業等につきまして、250万円程度の増嵩となっております。

次に、産業廃棄物の関係でございますが、瓦礫類が増量となっております。大きなところでいいますとガラス類、これ、陶磁器になりますが、浴槽のタイルや衛生陶器——陶器類ですね——そちらのほうで200万円ほどの増、またコロニアル、これにつきましては屋根の材料になります。屋根の材料につきまして、90万円程度の増嵩となっております。合わせまして、いろいろそのほか増えたものがございまして、350万円程度の増嵩となっております。

次に、外壁の補修についてでございますが、当初は目視である程度の数量を算定しておりましたが、実際、現地を確認したところ、ひび割れが当初153メートルであったところが400メートル、倍以上となっております。

また、塗装膜の浮き、これにつきましては当初1.4平米ぐらいを想定していたのですが、場所的にはお風呂の県道側の外壁の浮きが水分等の関係でかなりひどく、それが23平米となっております、その点につきまして60万円程度の増嵩となっております。

あと、欠損のモルタル充填や、欠損部、浮き部分の、ここら辺が、塗料のほうがアスベスト関

係の塗料になっておりますので、その除去について30万円程度かかっております。

合計しまして、外壁工事等で110万円程度の増嵩、あと産業廃棄物が増えたことによります産業廃棄物の運搬費が50万円程度増嵩となっております。

電気工事につきましては、消防設備関係で20万円程度の増嵩となっております。

工事の内容については以上のとおりでございます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 冒頭、見切り発車してしまいましたけど、一応、福祉に一生懸命、私、努力している一人の議員であります。

それで、当初の契約書の恐らく配付資料に入っているんで、私は視力はないんで確認できないんやけど、今、説明があった範囲ちゅうのは、ある程度、最初からもっと慎重な算定をすれば、このような結果にはならなかったんじゃないかと思うんです。住民サービスの拠点になるところやから、私、反対するつもりで今質問しているわけじゃなくて、よりよいもの、もっと慎重にすれば、給湯のいわゆる温水器のことも、それからやっぱり水回りの切り返し、いろんなことが、トイレ等も関わっていたんでしょけども、もうちょっと慎重にすれば、これだけの補正にならないで済んだんじゃないかな。物価も高騰しておりますし、産廃費用も増えて、ある程度、意味は分かりますけども、もうちょっとこれからやる事業については慎重に検討してやってほしいなど。できれば大きな補正がかからないようにと要望します。

○議長（塩田 文男君） 要望。答弁は。（「答弁してほしい」と呼ぶ者あり）種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。ただいま御指摘ありましたとおり、特に給湯設備については、当初の見込みがいかがなものかと御指摘を受ければ、当然のことだと思って、こちらでも反省しております。

産業廃棄物等についてでございますが、当初、予想をある程度上乗せしての契約というのはどちらかというと逆に減額となりますし、本来算定した根拠等が怪しくなりますので、ちょっとその分を見込んでの大きめの計上というのはなかなか難しいところがございます。

しかしながら、今、御指摘ありました給湯設備等、設備機器については、今後、そういった事案がありましたら、慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 宗でございます。引き続き質問させていただきます。

実は、さきに質問された江本議員とほぼ同じ趣旨、同じ内容なんですけど、私も同じことを感じておりました。現契約は約2億8,000万円、それに対して増嵩が約2,800万円ですから、1割も増えているんです。決して小さな額ではないと思ひまして。

また、詳細に説明していただいたんでかなり理解できたんですが、頂いている議案資料の中の図面とか明細表とかを見ると、例えば太陽熱集熱器、そこが減になっているんです。A3の横型の右下に3って書いてある資料なんですけど。減になった理由が、太陽熱集熱器の数量に誤記があったため、60枚を57枚、3枚減に変更、これ、だから、多分屋根に上がってみれば分かる。集熱器の枚数を最初の調査設計積算で間違えているという、これを見る限りは、見れば分かる、極めて単純な設計ミスのような気が私はするんです。

あと、先ほど、グリストラップがなかったから増設というのも、それはつけるべきだと思うんですけど、グリストラップって、詳細に現場を見れば、隠れている部品でも小さな部品でもないんで分かるはずだと思うのを見落としていたとも言えるし、あとカーポートや間仕切り壁の一時的な撤去の費用も、具体的な作業、工事の段取りを考えれば、最初から予想できていたと。つまり、最初の調査設計が不十分だったことがかなり今回の大きな理由だというふうに感じるんです。

瓦礫の処分費等は、リフォーム工事ですから、実際やってみないと分からないという、やむを得ない点もあろうかと思うんですけど。

先に江本議員からも指摘ありましたが、私はもともとの設計調査が不十分だった、このようなことが仮に続けば、今回はこの程度で済みましたけど、場合によってはもっと多額な費用がかかる、取り返しのつかないような事態すら予想できるんで、ちょっと言いたくないんですけど、最初の調査設計がずさんと言ってもいいレベルのところもあったんじゃないかと思うんで、この辺は、先に江本議員が聞いてくれて、反省しておりますと担当課長から答弁があったんで、指摘にはとどめたいと思います。

そのことを前提に、私がお尋ねしたいことです。数々の変更があって、今、課長は具体的に項目を上げて、大体幾らぐらいというふうに細かく内容を説明してくださったんでよく理解できたんですが、その金額の明細書、つまり、この設備がこのように変わったから、これぐらいの数量が変わって、これについてはこういう金額であるという明細が分かるものというのは、契約書原本にとじ込まれて、それを拝見すれば、この部分が具体的にこういう根拠をもって幾らが増えていると分かるような変更契約書になっているんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。契約書についてでございますが、契約書には仕様書のほうが当然つきますが、それにはこの内容での数量になっております。

比較表につきましては、契約書のほうには特にございませんで、こちらのほうの変更起工伺のほうに資料として、積算の根拠として記載した資料を決裁を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（７番 宗 裕君） ありがとうございます。私は、変更契約にはどこまで数字の根拠が契約書に載るんだろうというのをお尋ねしたかったんで、今の答弁だと、契約書原本にはそこまでついていないと。ただ、根拠をもって積算して、なおかつ業者と合意した金額の分かる資料が決裁書のほうに——起案書、起工書ですかね。とにかく、役場内部の書面のほうについているという理解でよろしいんですよね。それを前提にお尋ねします。

実はその辺、私、大変気になっていたので、本日、これが即決であるということを失念しておりましたんでちょっと遅くなってしまったんですけど、その辺の金額の根拠の資料を見たいんです。今日、これから議決があるでしょうし、私も必要な工事なんで反対するつもりはないんですけど、本日資料要求したら、それは見せていただけるんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。資料要求していただければ提出ができる書類ではございますが、まだ検査等が終わっておりませんので。実際、検査員の検査が終わっての、最終に、工事が終了になります。

あと、かなり枚数が多いので、あれでしたら、資料印刷するというよりも、閲覧のほうで対応していければと考えますが、資料の要望を受ければ、提出は可能でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（７番 宗 裕君） 事情はよく分かりました。であれば、全ての検査等が終わった後で、後日、必要な部分を情報開示請求で閲覧あるいは写しの交付でお願いしたいと思うんですが。

ただ、今、課長の答弁で、現時点では検査も終わっていないから出せないみたいな言い方をされたんですけど、私は、それは契約の前提の資料で、今日議決すれば契約は成立するんで、契約内容を出せないというのは解せないんですが、いかがでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。申し訳ございません。私の言い方がちょっとまどろっこしいというか、回りくどい言い方ではございました。

一応、言われたとおり、開示のほうは可能でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにないですか。田原議員。

○議員（４番 田原 宗憲君） これ多分、第１回の変更だと思うんですが、金額は２，７００万円増で非常に大きいということで、課長の分かる範囲でよろしいんですが、一番初めの設計の段階のときに見落としした項目が多分何かあったんじゃないかなと思うんですが、私たちもらっている資料の中には増減しか書いていないんですが、数量の内訳で当初設計しとかないといけないも

のなかったのじゃないか、それが1点です。

それと、先ほど調理室のグリストラップが設置されていなかった。これ、公共のものなので、私が自愛の家の排水路なりをちょっと今思い浮かべてずっと考えたんですが、排水トラップをつけにゃいけないものがついていなかった。それで、今回は多分つけるようになったと思うんですが、今までの自愛の家からの排水、下流側の水路が多分、恐らくそんなに大きい水路じゃないと思うんですが、庁舎の駐車場とかになっているので、水路を管理していた方々もいないと思うんです。だから、その分の清掃なりを今後する予定があるのかなのか、2点、お願いします。

○議長（塩田 文男君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。当初の設計に見落としがなかったかということでございます。正直、宗議員からの御指摘もありましたとおり、具体的にこれというのは今ちょっと私のほうも出てこないのですが、それを見抜けなかった私を含め職員のほうの落ち度でもございますが、あったのは事実でございます。

あと、グリストラップについてですが、当初からついていませんでしたのが分かりましたので、今回、公共下水道に接続するに当たり、必要ということで設置させていただきました。

今までどうだったかということでございますが、今までは合併浄化槽のほうに（ ）しておりまして、浄化槽で浄化したものを水路のほうに放流しておりましたので、今のところ、水路のほうの清掃等の予定はございません。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（4番 田原 宗憲君） 私が聞いた話によると、当初の設計の中に本来ないといけないものがなかったというふうにちょっとうわさで聞いていたんで、だから、そこを課長が知っているのか知らないのかを聞いてみただけです。それが、ないのであればないで結構なんです。

それと、グリストラップの件は、浄化槽に流していたから問題はないかもしれないんですが、恐らく庁舎側のほうに多分水路が流れているのかなとは思いますが、庁舎を建てるときに私ちょっと質問したことあるんですが、それから上流の水路の整備をしてくれちゃうことをお願いしたと思います。

ただ、自愛の家の近辺がどうしても、水害といいますか、大雨降ったときに、JRがあるので、JRの線路の下に多分土管が何か入っているんです。そこに、多分、水路が流れているんじゃないかなとはちょっと思うんですが。それで、庁舎を建てるときに、上流側の水路の整備をしてくれちゃうことをちょっとお願いしたんですが、多分そのままになっていると思うので、本来、水路の何かそういう導水路なりができるのであればお願いしたいなと思って質問をしました。

するしないは別なので、一応、参考に頭の中に置いてってください。お願いします。

○議長（塩田 文男君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第 88 号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第 88 号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、明日の正午までに事務局に所定の様式で申し出てください。

_____ . _____ . _____

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。お疲れでした。

午前10時51分散会
